

疾病の予防と管理

福岡県体育研究所

内容

I 疾病管理に関すること

II 感染症の予防と対策に関すること

2

I 疾病管理に関すること

1 学校における疾病管理の目的

安心して学校生活を送ることができるよう
支援すること

早期受診・早期の回復
治療への支援

授業・運動・学校行事など、
可能な限り教育活動に
参加できるように配慮

保健調査・健康診断・健康観察・健康相談 等

3

4

2 疾病管理の進め方

□ 疾病管理 健康診断、感染症の予防、
健康相談、保健指導 等

（1）子供の健康状況の把握

保健調査・健康診断・健康観察・健康相談 等

（2）学校生活における配慮の必要性の有無

- 「学校生活管理指導表」
（心臓疾患・腎臓疾患・糖尿病用）
- 「学校生活管理指導表」（アレルギー疾患用）

（3）急な症状等の出現時の対応

5

【心臓疾患への対応】



令和3年3月改訂 （公財）日本学校保健会のHPからダウンロードできます。

6

【腎臓疾患への対応】



令和3年3月改訂 (公財) 日本学校保健会のHPからダウンロードできます。

7

公財) 日本学校保健会のHPからダウンロードできます。

学校生活管理指導表

〔令和元年度改訂〕学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

〔令和元年度改訂〕学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）Excel版

〔平成23年度〕学校生活管理指導表の主な改善点

〔2020年度改訂〕学校生活管理指導表（幼稚園用）

〔2020年度改訂〕学校生活管理指導表（小学生用）

〔2020年度改訂〕学校生活管理指導表（中学・高校生用）

糖尿病患児の治療・緊急連絡法等の連絡表

Excel版もDLできます。

心疾患・腎疾患用の学校生活管理指導表の改訂について

2020年度改訂学校生活管理指導表は、平成29・30年度の学習指導要領の改訂に基づき、運動に関する用語が変更等されたところを主に改訂いたしました。

8

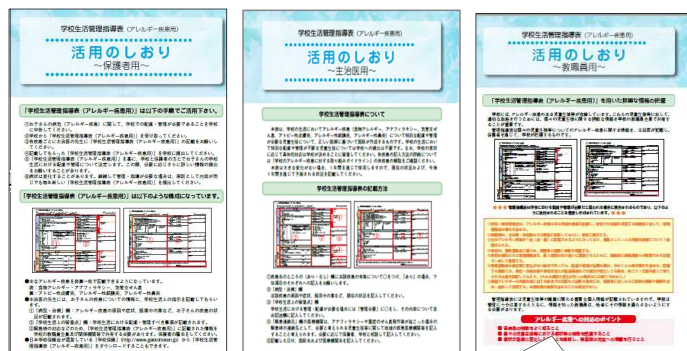
学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

「緊急時連絡先」欄の医療機関は、医師が地域の救急医療機関等を記入する。

「保護者の同意」欄を用いて、情報共有に関する保護者の意思を確認する。

9

(公財) 日本学校保健会HPからダウンロード



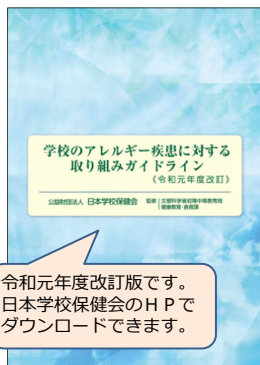
【要確認】

□ 保健医療機関が交付するアレルギー疾患にかかる学校生活管理指導表の保険適用について
(文部科学省事務連絡 令和4年4月1日)

活用のしおりも改訂「保護者用」「主治医」「教職員用」があります。

10

【アレルギー疾患への対応】



緊急時対応の体制づくり

- アナフィラキシー時の対応
⇒ ガイドラインP20
DVD「緊急時の対応」
- 喘息発作時の対応
⇒ ガイドラインP54～56

緊急の対応を要する事態は、学級担任や養護教諭の前で起こるとは限らない。

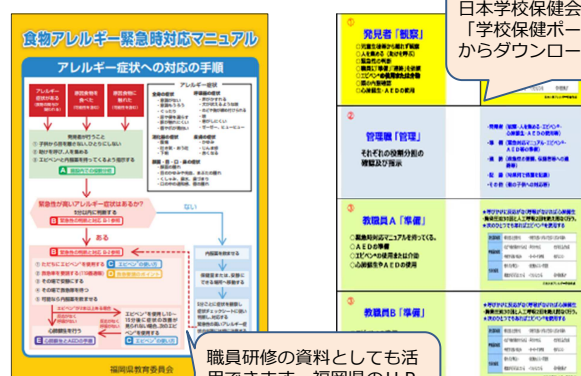
定期的な研修と訓練の継続が必要です。

令和元年度改訂版です。日本学校保健会のHPでダウンロードできます。

令和2年3月
公益財団法人日本学校保健会

11

【アレルギー疾患への対応】



令和3年3月改訂
福岡県教育委員会

職員研修の資料としても活用できます。福岡県のHPでダウンロードできます。

日本学校保健会「学校保健ポータルサイト」からダウンロードできます。

アクションカード

12

3 疾病管理の留意点

(1) 関係者との連携

- 疾病の理解・適切な生活管理や指導
- 過度な制限や無理な参加の強制をすることがないように
- 経過の把握
- 緊急時の対応
(個別の対応マニュアルの作成など)

主治医との連携

- ・ 保護者の了解を得る
- ・ 病名、病状、使用している薬剤
学校生活上の注意事項の確認
- ・ 緊急時の対応

※ 共通理解

※ 記録・保管

13

3 疾病管理の留意点

(2) 疾病管理が必要な本人に対して

自己の疾病の内容・程度、生活管理の必要性について、本人が理解できるよう指導・支援する。

14

3 疾病管理の留意点

(3) 同級生に対して

- 正しい理解を促す。
- 偏見・差別をしないように指導する。

※ 必ず保護者や本人の理解を得ること

※ プライバシーの侵害をしないように配慮すること

15

II 感染症の予防と対策に関すること

16

感染症の予防

学校は児童生徒等が集団生活を営む場所であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響がでます。



流行の予防が重要

基本的な感染症予防の3原則

- ・ 感染源を絶つこと
- ・ 感染経路を絶つこと
- ・ 抵抗力を高めること



平成30年3月
公益財団法人日本学校保健会

17

法的根拠

(1) 学校保健安全法

(出席停止)

第十九条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第二十条

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

18

法的根拠

(2) 学校保健安全法施行規則①

第三章 感染症の予防

(感染症の種類)

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三 (略)

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項 から第九項 までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

19

第一種

- ☐ エボラ出血熱 ☐ クリミア・コンゴ出血熱
- ☐ 痘そう ☐ 南米出血熱 ☐ ペスト
- ☐ マールブルグ病 ☐ ラッサ熱 ☐ 急性灰白髄炎
- ☐ ジフテリア
- ☐ 重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルス)
- ☐ 中東呼吸器症候群 (MERSコロナウイルス)
- ☐ 特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)

20

第二種

- ☐ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
- ☐ 百日咳 (せき) ☐ 麻疹 ☐ 流行性耳下腺炎
- ☐ 風しん ☐ 水痘 ☐ 咽頭結膜熱
- ☐ 結核 ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎

第三種

- ☐ コレラ ☐ 細菌性赤痢 ☐ 腸管出血性大腸菌感染症
- ☐ 腸チフス、パラチフス ☐ 急性出血性結膜炎
- ☐ 流行性角結膜炎 ☒ その他の感染症

21

その他の感染症

- ・学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症
- ・原因が分からないもの
- ・学校で多数の児童生徒等が次々に欠席する

校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置をとることができる

※必ず出席停止対象となるとの誤解を招かないように!

- 例) ・感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)
- ・サルモネラ感染症 (腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症
 - ・マイコプラズマ感染症
 - ・溶連菌感染症
 - ・伝染性紅斑
 - ・手足口病
 - ・伝染性膿痂疹 (とびひ)
 - ・伝染性軟属腫 (水いぼ) 等

22

法的根拠

(3) 学校保健安全法施行規則②

(出席停止の期間の基準)

第十九条

令第六条第二項 の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一～六 (略)

23

法的根拠

(3) 学校保健安全法施行規則③

(感染症の予防に関する細目)

第二十一条

校長は、学校内において、感染症にかかっている、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、[法第十九条](#) の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

24

法的根拠

(3) 学校保健安全法施行規則③

- 2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。
- 3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

25

具体的な対応

(1) 集団感染が起こった場合の対応

- ☐ 学校医、教育委員会、保健所等と連携し、適切な対応が出来るようにする。
- ☐ 児童生徒及び保護者への当該感染症に対する**保健指導**を行い、理解と協力を得る。
- ☐ 学校環境衛生に努め、必要に応じて臨時検査を行う。
- ☐ 地域の流行状況を把握するとともに、学校間の情報交換を密に行い、地域レベルで効果的な対応が出来るようにする。

26

具体的な対応

(2) 感染症予防の進め方①

- ☐ 日常の丁寧な**健康観察**や**保健室利用状況**等から感染症の発生や流行の兆しなどの**早期発見**に努める。

地域・他校や、保育園・幼稚園の発生状況
- ☐ 疑わしい感染症の症状があるときは、**速やかに学校医又は医師の診断を勧める**など、**指導・助言**を行い、**適切な措置**を講ずる。

27

具体的な対応

(2) 感染症予防の進め方②

- ☐ 児童生徒がかかりやすい感染症や新興感染症等について、保健だよりなどを活用し、児童生徒及び保護者への**啓発**を行う。
- ☐ 学校環境衛生管理（日常検査・定期検査・臨時検査）の適切な実施
- ☐ **保健教育**の充実
- ☐ **予防接種**の勧奨



令和2年4月 文部科学省 28

具体的な対応

(2) 感染症予防の進め方③

- ☐ **教科等による保健教育**
- ☐ **個別・グループ指導**
健康相談の実施により、早期治療や予防措置を行う。
- ☐ **特別活動における保健教育**
 - 学校行事等（体育祭、文化祭、宿泊を伴う行事等）や学年行事等に際して、目的に即した保健指導を行う。
 - 感染症（インフルエンザ・腸炎・その他）の流行前や流行時に際して予防教育や実地的な保健指導を行う。
 - 掲示物、放送などを活用する。

29

健康観察の充実

健康観察の法的根拠

第9条（保健指導）

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は**児童生徒等の健康状態の日常的な観察**により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。

30

健康観察の目的

- ・ 子供の心身の健康問題の早期発見・早期対応を図る。
- ・ 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図る。
- ・ 日々の継続的な実施によって、子供に自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図る。



健康観察の留意点

- ・ 複数の観察者による観察を行う。
- ・ 観察したことを記録・整理し、教職員同士、必要に応じて保護者、関係機関等との情報共有をすること。
- ・ 身体的健康だけでなく、メンタルヘルスの視点も含めることが大切。

心因的な要因や背景を念頭において、他の教職員と連携して対応にあたる必要がある

まとめ・・・

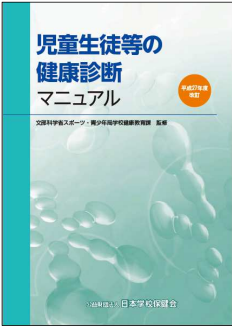
疾病の予防と管理は十分でしょうか？
自校の状況をチェックしてみましょう！

福岡県若年教員研修（養護教諭）1年目

疾病の予防と管理

福岡県体育研究所

【参考資料】



平成27年8月
公益財団法人日本学校保健会

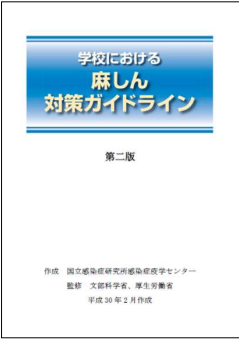


令和4年2月
公益財団法人日本学校保健会



平成30年3月
公益財団法人日本学校保健会

【参考資料】



平成30年2月
国立感染症研究所
感染症疫学センター



平成24年3月
文部科学省

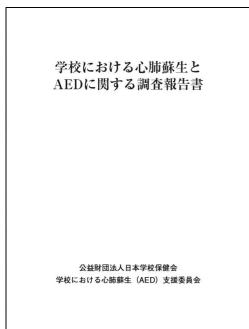


令和4年2月
公益財団法人日本学校保健会

【参考資料】



平成23年2月
独立行政法人日本スポーツ振興
センター



平成30年3月
公益財団法人日本学校保健会

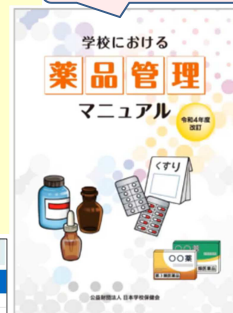


平成31年2月
公益財団法人日本学校保健会

【参考資料】

- 医師法第17条の解釈について *エピペンの注射について
(文部科学省照会 平成25年11月13日)
- 学校給食における食物アレルギー対応指針
(文部科学省通知 平成27年3月)
- 学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について
(文部科学省事務連絡 平成29年8月22日)
- 学校等におけるてんかん発作時の口腔溶液
(ブコラム®)の投与について
(文部科学省事務連絡 令和4年7月19日)

学校における医療用医薬品の
預かりと管理の流れ(モデル
例)なども示されています。



令和5年3月
公益財団法人日本学校保健会

